

一般社団法人海外環境協力センター(OECC) 令和8年度(2026年度)事業計画

令和8年3月31日

基本方針

一般社団法人海外環境協力センター(OECC)は、国内外の環境開発協力に関する調査研究等を通じ、世界の脱炭素・持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指している。

2021年にOECCは「中期展望2021」を策定し、これまで展開してきた戦略的取組を通じて培われてきた「強み」を十分に発揮するとともに、更なる発展を目指すとの方針を明らかにしている。この基本的な方針に沿って、パートナー国における政策・制度立案支援から現場における事業実施に至るまでのきめ細かな協働作業を通じ、一気通貫の協力を提供できる能力を有機的に展開し、これまでの経験を通じて育んできた幅広いネットワークを最大限活用することにより、海外環境開発協力分野の中核的組織としての役割を果たしていく。

また2006年9月に発足した「環境インフラ海外展開プラットフォーム(Japan Platform for Redesign: Sustainable Infrastructure: JPRSI)」においては、我が国の優れた技術やノウハウ等を活用し、パートナー国における持続可能な社会実現に貢献するとともに、我が国のビジネス展開に寄与することを目指しており、OECCはJPRSIの事務局として、引き続き、情報発信や個別案件の形成等を通じ、各種活動の更なる充実・強化に努めていく。

さらに気候変動対策分野においては、パリ協定は「交渉」から「実施」へのフェーズに移行し、各国は、2035年までの「国が決定する貢献(NDC)3.0」の提出を行う他、隔年透明性報告書(BTR)を通じて国連に提出が進められている。またこれらは、各国国内における緩和・適応・透明性にかかる政策措置や制度の構築、政府・民間企業・地方自治体によるプロジェクトの実施が実施されているが、OECCはこれまで果たしてきたファシリテーター(伴走役)としての役割を強化し、各種取組を加速していく。日本国内においては、改定地球温暖化対策計画(2025年2月18日閣議決定)において、二国間クレジット制度(JCM)を通して、官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としている。これに伴い、補助金以外のクレジット組成にシフトする民間JCM制度やグリーン・トランスフォーメーション(GX)リーグにおける排出量取引制度(GX-ETS)が立ち上がりつつある。OECCは、パートナー国の開発ニーズや環境改善および現地裨益を十分に考慮しつつ、JCMの制度運営(クレジット発行や情報発信等)およびプロジェクト形成支援の一層の推進に努めていく。

加えて、2022年12月に開催された生物多様性条約COP15において合意された「昆明-モンテリオール生物多様性枠組」を受け、遺伝資源の取り扱いに係る国際交渉、金融機関によ

るネイチャーポジティブを実現する金融商品の開発および商社による生態系復元に寄与する炭素クレジット開発等が進んできている。OECCは、この分野においても、国際交渉の分野や民間企業との連携によるネイチャーポジティブや脱炭素とのシナジーを伴う取り組みを一層推進していく。

循環社会の構築については、我が国と経済社会的に結びつきが強く、重要な生産拠点や市場を有する東南アジア諸国において、国内法が大幅に更新され、家電等の電子廃棄物（E-waste）や使用済み自動車（ELV）にかかる拡大生産者責任（EPR）の導入が進められている。これらパートナー国では制度構築や体制整備のニーズが一気に高まると同時に、我が国のメーカー、リサイクル産業にとっては、これまで国内で培ってきた技術力や仕組みづくりの強みを生かし、希少金属や冷媒ライフサイクル管理等、資源循環・有効利用を通じたWin-Winの関係を強化できる好機が到来している。OECCでは、日本・パートナー国政府、国際機関、民間企業と協力し、インド太平洋地域における循環社会構築の好事例の形成を進めていく。

国際協力機構（JICA）は、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）の一つとして、水・大気環境の改善や廃棄物管理の向上を通じて、人々が健康で安全な生活を確保し、「人間の安全保障」を実現する途上国の持続可能な開発に貢献するための「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）」を2021年に立ち上げた。環境省はJICAと連携し、都市が直面する課題に多角的に対処するため、相互のイニシアティブを補完し合い、相乗効果を拡大する「クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）」を実施している。さらにIPCCは、第7次評価報告書サイクルにおいて「気候変動と都市に関する特別報告書」の作成に向けた作業プロセスを開始している。OECCは、こうした国際社会の動向を的確に踏まえ、パートナー国における多様な課題に対し、現場の喫緊のニーズと中長期の政策的な視点も踏まえつつ、都市の果たす役割を基軸とした取組の推進に貢献していく。

国際社会においては、地政学的な変動が急激に進行しており、気候変動や資源循環をはじめとする海外環境開発協力の分野においても、それらを踏まえた舵取りが求められる。2026年度においてOECCは、我が国の技術や知見を活用した課題克服、パートナー国との協働、民間企業の国際展開支援、アジア都市間協力等の経験と信頼関係を踏まえ、環境省やJICAをはじめとした環境開発協力を推進する政府機関はもとより、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、国連大学（UNU）、気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局、国連環境計画（UNEP）、国連開発計画（UNDP）、国連工業開発機関（UNIDO）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）及び東南アジア諸国連合（ASEAN）等の国際機関やパートナー国の政府、国内外の地方自治体や民間団体等との協力を一層発展させ、各種活動を戦略的に展開していくとともに、①気候変動、②環境管理・資源循環、及び③生物多様性を優先的取組領域の3本柱として位置付け、今後とも我が国の海外環境開発協力分野の中核的組織としての役割を果たしていく。

事業内容

I. 業務展開

OECC は、上記基本方針に示された優先的取組領域の 3 本柱：「A. 気候変動」、「B. 環境管理・資源循環」及び「C. 生物多様性」の各領域において、これまで①政策・制度立案支援、②調査・分析、③案件発掘・形成、④人材育成、⑤情報発信、⑥国際会議運営等を中心とした取組を実施している。令和 8 年度においても、こうした取組を縦横無尽に組み合わせ、戦略的に展開し、世界の脱炭素・持続可能な社会の実現に向け、国際社会に貢献していく。

1. 統合的アプローチ：持続可能な社会構築に向けた貢献

「環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）」の事務局として、その活動の一層の向上・深化を図る。特に、パートナー国と我が国におけるステークホルダーの様々なニーズやポテンシャルを踏まえ、環境インフラ海外展開のための底上げを図ると同時に、先行する取組の円滑な実施が確保されるよう努める。

また JPRSI を通じて、日本の民間企業や地方自治体等様々なプレイヤーの知見を活用し、アジア諸国を中心とした途上国への技術移転や投資を促すとともに、日本と途上国パートナーとの政策対話や交流を深める「環境ウィーク」の開催を通じて、途上国における日本のプレゼンスを一層高め、具体的な案件開発、実施の推進役を担う。

さらに、JICA における環境管理・気候変動対策グループ支援ユニットの活動を通じて、統合的な環境管理、気候変動等の地球環境問題や地域の環境問題、資源管理や循環経済等に係る取組の推進に貢献していく。

これらを通じて、パートナー国における持続可能な社会構築に向けた取組への協力や国際社会における「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に向けた活動の更なる推進に貢献していく。

2. 主要課題領域における対応

A. 気候変動

① 気候変動緩和計画策定・実施促進

パリ協定の下で各国が誓約した NDC については、今世紀後半のネットゼロ排出を掲げた長期成長戦略（LTS）の策定・更新と合わせて緩和の野心が引き上げられるとともに、本格的な実施局面に移行している。OECC は、JICA、環境省等の事業を通じて、国レベルではベトナムにおける NDC 策定と国内実施のための法制化・国内制度構築支援に深く関わってきた他、地方自治体レベルにおいては、バンコク都気候変動マスタープランや、それをより具体的に実施するためのエネルギー・廃棄物排水アク

ジョンプランの策定・具体施策の形成を支援してきた。今後は、これらのパートナー国・機関における実績と信頼関係を基盤に、国内制度の円滑な実施、公共・民間部門での脱炭素投資が一層促進されるような仕組みづくりの強化に貢献していく。また、計画実施による温室効果ガス（GHG）緩和効果の評価（測定・報告・検証：MRV）や、政策・制度実施や体制強化の定性的な評価を通じた各国・地方自治体等でのPDCAサイクルを回すための能力強化支援や、NDCトラッキング（取組進捗評価）にかかる国際的報告についても、活動を展開していく。

② 二国間クレジット制度（JCM）の推進

これまでは、JCM 資金支援事業の補助金等をインセンティブとして、日本企業・現地企業が JCM に参画することが主流であった。一方、新 NDC の 2030 年・2040 年目標に向けては、これまでの補助金に基づく案件規模や手法のみでは、目標達成が不可能であるため、新たなプロジェクトソーシング手法も加味した上での案件規模と削減・吸収量の拡大が不可欠である。

これに向け、JCM クレジットは、GX-ETS 第 1 フェーズにおける適格カーボン・クレジットとなっており、2026 年度から開始される排出量取引制度における排出量実績の報告において使用可能となる予定である。

上記の背景から今後、日本の Hard-to-Abate 企業からのクレジット需要が生まれてくる中、引き続き、OECC は、環境省や指定機関また各関係機関と連携し、JCM 制度の推進及び拡大に貢献していく。

③ 気候変動適応策の推進・損失と損害にかかる取組

各国においては「国別適応計画（NAP）」や地域レベルでの適応計画の取組が進み、実施の局面に移行しつつある。また、COP30 においては、適応に関する世界全体の目標（GGA）にかかる評価指標や、資金支援面での強化が進められてきた。また、適応の枠内に収まりきれない甚大な被害や不可逆的な影響の対処として、損失と損害（ロス&ダメージ）についても、ワルシャワ国際メカニズム（WIM）の下で途上国支援の仕組みが充実化されつつある。世界各国で気候変動の影響が顕在化し、被害が拡大している現状に鑑み、適応策やロス&ダメージにかかる取組は、これまで以上に重要度を増している。

OECC では、バンコク都気候変動マスタープラン等の都市における包括的な枠組の下での適応策の主流化や事業実施支援の経験を有しているほか、JICA 国別研修（タイ）・課題別研修（アジア・大洋州・アフリカ・ラテンアメリカ・カリブ諸国）を通じた取組を進めてきたほか、JICA の適応策裨益人口指標ガイドライン作成や適応評価指標の方向性検討支援をするとともに、初期のアジア太平洋気候変動適応情報プラッ

トフォーム（AP-PLAT）の構築において中心的な役割を果たしてきた。

今後は、本邦研修の運営を通じたネットワーク強化や協力の案件形成準備の促進に加え、東南アジア諸国や大洋州を中心として、パートナー国内における適応・ロス&ダメージ対策の能力効果・体制強化の取組を推進していく。

④ 透明性制度構築支援と能力向上

パリ協定 13 条の下で導入された「強化された透明性枠組（ETF）」に基づき全ての締約国は、隔年透明性報告書（BTR）を作成・提出することとなっている。OECCでは、我が国の地球温暖化対策計画進捗評価の経験等を活用し、BTR で用いられる共通表様式（CTF）に基づく報告について、パートナーとなる途上国の能力強化を行う。

また、民間セクターを中心とした事業者・事業所レベルの GHG 排出の透明性についても、「GHG 排出算定・報告・公表制度」に類する制度の導入や、国際会計報告基準（IFRS）に即したサステナビリティ情報開示や、Science Based Targets イニシアティブ（SBTi）への賛同を表明する動きが加速化している。OECC では、環境省による「コイノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）」プログラムの下で、二国間協力及びアジア地域での透明性制度構築・運用に積極的に取り組んでいく。さらに、透明性と連動した ESG 投資へのアクセス向上支援や、東南アジア地域等で展開する民間企業が取り組むサプライチェーンを通じた GHG の見える化についても貢献していく。

⑤ フロン対策

OECC は、日本政府が中心となり立ち上げられた「フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ（IFL）」の事務局として、冷凍空調分野（クーリングセクター）におけるオゾン層破壊物質（ODS）や温暖化係数が極めて高いハイドロフルオロカーボン（HFCs）のバンクイシューに取り組んできた。環境省事業の下、パートナー国においては、法制度の形成（ベトナム）、排出インベントリ作成と NDC3.0 の HFC 緩和目標の追加（インドネシア）等、国際的にインパクトの大きな事例の形成に貢献している。また、これらを踏まえ、モントリオール議定書 MOP や気候変動 COP において発信を行うことにより、これまで顧みられることが少なかった、キガリ改正に追加的かつ短期寿命気候汚染物質（SLCP）として即効性の高い緩和策として、フロンのライフサイクルマネジメントの重要性への関心が急激に高まってきている。

今後、環境省が推進する「冷媒フロン類のサーキュラーエコノミー構築に向けた日本とパートナー国との官民連携協力の全体構想」に基づき、「途上国におけるフロンのライフサイクルマネジメントに関する先進的モデル事業」の推進や、各国における

法制度・社会経済的なインフラ作りに貢献する。また、モントリオール議定書多国間基金（MLF）実施機関の UNIDO・UNEP と共同し、各国におけるフロンバンクインベントリ作成や、現地の状況と合わせたビジネスモデルの形成支援を行う。さらに、気候と大気浄化に関する国際パートナーシップ（CCAC）で設置されたたクーリングハブにおいて日本政府が主導的な役割を發揮し、効果的な形で貢献ができるよう連携していく。

⑥ 気候資金・脱炭素技術へのアクセス向上支援

途上国におけるパラダイムシフトをもたらし、脱炭素且つ気候変動に強靱な社会の構築と SDGs 達成を推進していくためには、気候資金や脱炭素・適応技術へのアクセスの向上が不可欠である。

上述の JCM に加え、これまでに得た、気候技術センター及びネットワーク（CTCN）のプロジェクト実施の経験の更なる活用や、検討を進めている緑の気候基金（GCF）による資金支援の申請に向けて、日本政府やパートナー国、関係機関との協働をより積極的に進めていく。また、日本政府やその他国際機関が有する各種支援スキームや民間企業による投資の促進についても知見を集約し、途上国への裨益や我が国の民間企業の参画につなげていく。

また、海洋温度差発電と海洋深層水の活用（OTEC/DOW）等の革新技术について、気候資金を活用した上でプロジェクトの形成に貢献する。

⑦ UNFCCC におけるアウトリーチや協力機関とのパートナーシップを通じた新たな取組の形成・推進

UNFCCC COP31（2026年11月、トルコ・アンタルヤ）等の場を通じ、日本政府による発信を支援し、国際的議論への貢献や活動のスケールアップに向けた取組を促進する。特に、交渉議長担当である豪州や関係の深い大洋州島嶼国との協力も重視しつつ、OECCが上記の取組を通じて得た経験や今後の取組への提案、パートナーシップの呼び掛け等の場として戦略的に活用する。

B. 環境管理・資源循環

① 大気汚染

日 ASEAN の環境協力や日中韓環境大臣会合（TEMM）の枠組み、ならびに日本と各国との二国間環境協力に加え、Environmentally Sustainable Transport Forum in Asia（EST フォーラム）をはじめとする持続可能な交通政策に関する地域対話も活用し、大気汚染・黄砂対策を含む協力活動を推進することで、各国の政策担当者及び研究者間の連携強化と協力事業の推進に貢献していく。また、東南アジア地域及び中央アジ

ア地域においては大気汚染対策のニーズが依然として高いことから、特に脱炭素技術とのコベネフィット効果が高い技術の導入促進等を通じ、OECC としての貢献の在り方を模索していく。

② コベネフィット・アプローチの促進

モンゴルでは、冬季は気温が -30°C に達するため、暖房用の石炭の生焚きによって、世界の中でも深刻な大気汚染に悩まされている。OECC は、気候変動対策と大気汚染の社会課題を解決するコベネフィット・アプローチを促進していく。

その具体アクションとして、モンゴル環境・気候変動省やエネルギー省、ウランバートル市、日本企業と連携して、石炭焚に代わるガス焚地域熱供給ボイラの導入やクリーンセンターおよび廃棄物発電施設の導入に努めていく。

③ 水質汚濁・土壌汚染対策

途上国において顕在化しつつある水質汚濁や土壌汚染問題への対策実施協力を視野に入れ、国内外の知見を含む関連情報の収集・発信等に努める。また、JPRSI での情報収集やパートナー国における日本環境ウィークでの対話促進を通じて、現地におけるニーズの把握と我が国の技術展開の促進を図る。

④ 3R 推進及び循環型社会の構築

ASEAN 等の多くの開発途上国では、経済成長に伴い E-Waste が増加する一方、これら E-waste は適正処理がなされず、土壌・水質等の環境汚染や健康被害が懸念され、不適正な越境移動も報告されている。更に、脱炭素化や経済成長に必要な重要金属について、輸出国による囲い込み政策や世界的な価格高騰が進み、我が国のサプライチェーンや経済安全保障影響を及ぼしている。こうした背景を踏まえ、日本政府は、2030 年までに金属リサイクル原料処理量を倍増、電子スクラップのリサイクルの処理量を 2030 年までに約 50 万トンに増加を目指している。OECC は、環境省国際金属資源循環促進業務の下でフィリピンにおける法・社会経済制度構築に向けた協力に参画しており、令和 8 年度においては、提案する制度の実装を目指した E-waste の適正な回収と再資源化を進めるパイロットプロジェクトの実施を進める。

また、国際金属資源循環については、インド太平洋諸国における新たなパートナーシップのテーマであり、関心を有する有志国間の協力についても、適宜支援を行う。

⑤ 化学物質対策

化学物質によるリスクを最小化するために世界各国で強化されている化学物質規制の潮流へ対応に向けて、海外の行政官等による国際的な化学物質規制に関するセミ

ナーの企画・開催、日中韓の化学物質規に関する政策対話等政府間協力への貢献に努めていく。

C. 生物多様性

2022年12月に開催された第15回生物多様性条約締約国会議第二部において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を掲げた「昆明・モントリオール生物多様性枠組（KMGBF）」が採択された。同枠組を契機として、生物多様性保全や自然資本への投資への機運が近年一層高まっている。OECCは、生物多様性条約や遺伝資源に関するデジタル情報に係る国際的なルール作りを支援するとともに民間企業による生物多様性領域への貢献ニーズをふまえ、ネイチャーポジティブに係るファイナンスやビジネス形成に貢献する。

II. 会員活動

環境開発協力に係る会員向けのセミナーや交流会を引き続き企画・実施するとともに、社会的な関心が高く時宜にかなったテーマについて、会員向けの公開セミナーを企画・実施する。

また、会員の関心の高い国・分野を選定して実施してきた、海外環境開発調査ミッション派遣についても引き続き、実現に向けて検討を続ける。

III. アウトリーチ活動

OECCの使命を達成するためには、関係政府機関や国際機関はもとより、民間企業、地方自治体及び市民団体等、幅広いステークホルダーとの相互理解に基づく連携・協力が不可欠であり、多様なステークホルダーに対し、OECCの理念に基づく活動や計画、展望等についての情報を適宜、適切に共有できるよう平素より努めていくことが求められている。

OECCは、これまでの活動展開を通じて蓄積されてきた知見を集約していく仕組みとして「戦略的アウトリーチ・タスクフォース」（TSO）を設立しウェブサイト、SNS、会報（メールマガジン：OECC LETTER）、専門誌への記事掲載等、様々な広報媒体の活用を通じて、従来からのステークホルダーとの関係を強化するとともに、新たなパートナーを獲得していくことを目指し、アウトリーチ活動を一層戦略的に展開していく。

以上